

## 連載 著作権と情報システム

### 第 60 回 1. 著作物 [4] 比較検証 (2) 通産省案と文化庁案(24)

司法書士／駒澤大学 田沼 浩

#### [4] 比較検証

##### (2) 通産省案と文化庁案(24)

「レーヒ・スミス米国特許法」におけるグレースピリオド制と先使用の拡大【9】

また、273 条 (b)「本条の抗弁を主張する者は、抗弁について明確かつ説得力のある証拠の立証責任を負う」とあるように、商業的先使用を抗弁とするには必ず明確かつ説得力のある証拠でこれを立証しなければならない。言いかえれば、米国の特許侵害訴訟で 273 条を抗弁とするときは、必ず高い証拠が求められる。これは、これまでの米国の立証責任の判例を明文化した規定でもあることから、裁判所が抗弁の立証責任を特許出願者に転換させることはない。

#### 引用・参照文献

「著作権法概説第 13 版」 半田正夫著 法学書院 2007 年

「著作権法」中山信弘著 有斐閣 2007 年

「著作権法第 3 版」 齊藤博著 有斐閣 2007 年

「ソフトウェアの法的保護(新版)」中山信弘著 有斐閣 1992 年

「特許法 (第 2 版)」中山信弘著 有斐閣 2012 年

「岩波講座 現代の法 10 情報と法」 岩村正彦、碓井光明、江崎崇、落合誠一、鎌田薫、来生新、小早川光郎、菅野和夫、高橋和之、田中成明、中山信弘、西野典之、最上敏樹編 岩波書店 1997 年

Michael L. Dertouzos, Richard K. Lester and Robert M. Solow, *Made In America: Regaining the Productive Edge*, MIT Press, 1989. MIT 産業生産性調査委員会、依田直也訳、『*Made in America* アメリカ再生のための米日欧産業比較』、草思社 1990 年

「米国発明法とその背景」、澤井智毅、経済産業調査会 2012 年

「アメリカ通商法の解説」ヴェーカリックス, トーマス・V. ウイルソン, ディーヴィッド・I. ウァイゲル, ケネス・G. 松下満雄監訳、商事法務研究会 1989 年